**別添４　常勤・非常勤、専従・兼務の考え方**

■　日常生活支援住居施設における通常の勤務時間が１日当たり８時間（４０時間）と定められている施設に勤務する者の例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 用語の定義と４つの勤務形態 | | 専従（専ら従事する・専ら提供に当たる） | 兼務 |
| 当該日常生活支援住居施設に勤務する時間帯において、生活支援員以外の職務に従事しないこと。 | 当該日常生活支援住居施設に勤務する時間帯において、生活支援員以外の職務に同時並行的に従事こと。 |
| 常勤 | 当該日常生活支援住居施設における勤務時間が、「当該日常生活支援住居施設において定められている常勤の生活支援員が勤務すべき時間数」に**達している**こと。 | **①常勤・専従**  　１日あたり８時間（週４０時間）勤務している者が、その時間帯において、生活支援員以外の業務に従事しない場合 | **②常勤・兼務**  １日あたり８時間（週４０時間）勤務している者が、その時間帯において、生活支援員以外の業務に従事するほかに他の業務にも従事する場合 |
| 非常勤 | 当該日常生活支援住居施設における勤務時間が、「当該日常生活支援住居施設において定められている常勤の生活支援員が勤務すべき時間数」に**達していない**こと。 | **③非常勤・専従**  １日あたり４時間（週２０時間）勤務している者が、その時間帯において、生活支援員以外の業務に従事しない場合 | **④非常勤・兼務**  １日あたり４時間（週２０時間）勤務している者が、その時間帯において、生活支援員に従事する他に、他の業務にも従事する場合 |

※１　生活支援員以外の職務とは、管理者や調理員などのことであり、生活支援員以外の業務とは、管理者業務や調理業務のことである。

※２　生活支援員から選任される生活支援提供責任者を管理者が兼務する場合、管理者は「専任」要件のみである（要件省令第１１条）が、生活支援提供責任者は「常勤・専従」を要件としている（解釈通知第３の２（３））ことに注意する必要がある。（非常勤の管理者が生活支援提供責任者をすることはできない。）

　　　【判断フロー図】

　　勤務している時間帯に、当該日常生活支援住居施設の他の職種に従事しているか否か

　　　達している　　　　　　　　　　　　　　　　　　達していない

　　　常　勤　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　非常勤

　　勤務している時間帯に、当該日常生活支援住居施設の他の職種に従事しているか否か

　　　　　　　　　　　　 　　　　　 していない 　　　　　　 している 　　　 　　 していない 　　　　　　 している

　　　　　　　　　　　　 　　　　　 常勤・専従 　　　　　　常勤・兼務 　　　 　　非常勤・専従　　　　　　非常勤・兼務